

戸塚区公告第 137 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月7日

横浜市戸塚区長 白井 正和

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	大橋 賀津雄
送達する 書 類 名	差押調書（謄本） 1 通	
（注意） 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		